

肥料取締法一部改正に関する説明会を開催しました

3月25日、法曹会館(千代田区霞ヶ関)において「平成21年度肥料取締法(公定規格)一部改正等の説明会並びに研修会」を開催し、多数の会員の方にご参加いただきました。

農林水産省消費・安全局農産安全管理課、同生産局農業環境対策課および(独)農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部から担当官の方々においでいただき、肥料取締法の改正点および肥料取締行政の動向に関する説明、会員からの質問への回答そしてその後の研修会では、肥料の品質保全および土壌改良資材の品質保全についてお話をうかがうことができました。



ごあいさつ

[宮本 一光 会長]



昨年の園芸消費は大きな落ち込みにはならなかったと理解しております。不況が消費者の主観に作用することは否定できませんが、日々の消費を切り詰める中で、自宅でのガーデニングは余暇消費の1つの選択肢となり得ます。「食の安全・安心」が叫ばれる中で、家庭菜園ブームが追い風になっていきます。

しかし、今年もデフレ傾向が続くとすれば、価格の反転

は難しく、この辺りも今年は変わらないでしょう。レジャー白書によれば、ガーデニングを年に1度でも楽しむ人は08年で3260万人で、前年に比べると210万人の増加と言われ、日本全国の老若男女の4人に1人は楽しんでいるわけで、我々としてはそういう方たちのお役に立てるよう頑張っていきたいと思います。我々の業界でもコスト削減、経費節減が言われていますが、そんな中でも品質問題には手を抜かず、消費者を裏切らない製品の供給を肝に銘じたいと思います。

[農林水産省消費・安全局農産安全管理課 大森 健司 課長補佐]

家庭園芸肥料・用土協議会の会員の皆様方には、日頃より肥料行政推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。肥料取締法の情勢をご説明させていただくわけですが、一言ごあいさつさせていただきます。

肥料に関しては「肥料取締法」に基づき公定規格の設定、或いは登録制度などの体制を設けており、地力維持保全、立入り検査、安全な施用法などを推進してきました。しかし、この法律は制定から60年という長い年月が経過しており、肥料を取り巻く状況も変わってきています。そうい

うところを踏まえて、よりよい肥料施政のため施政体系全般について適宜検討していく必要があるのではないかと考えております。

具体的には規制の強化と緩和のバランスを考慮して、異業種の方々を含めより多くの方々による肥料の品質管理や、製造段階の管理の取組みなどを、積極的に活用できないか考えているところで、関係者の意見交換しながら進めていきたいと思っています。

[(独)農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部 田村 勉 専門指導官]

家庭園芸肥料・用土協議会の会員の皆様方には、日頃より情報交換などを通じてご協力をいただきお世話になっています。

(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)では、肥料・飼料・農薬を含めた生産資材の安全性の確保と適正な

使用、生産から流通までの各段階での安全性の確保や適正な表示など、農場から食卓までのフードチェーンを通じた取組みを行なっています。

意見交換の場を設け、研修会などへの講師派遣などでも協力していきたいと思っています。

説明会要旨

当日ご講演いただいた担当様と、
講演内容の要約は次の通りです

肥料取締行政の動向 | 農産安全管理課 肥料企画班 大森 健司 課長補佐

1. 汚泥肥料の規制

肥料原料価格の高騰する状況下で肥料製造において汚泥の活用が進む見込みであるが、一方で有害な重金属を含む可能性があるため、植物及び農産物の安全性確保の観点から、汚泥肥料の生産実態等を検証し、規制の枠組みの検討をするため、平成20年3月に「汚泥肥料の規制のあり方に関する懇談会」が発足しました。懇談会における協議内容および得られた結論として、品質管理、モニタリング、調査研究課題の概要について説明がありました。(詳細は当日配布の資料参照)

2. と蓄場汚泥の肥料利用に関する通知の改正

と蓄場から排出される汚泥については、「と蓄場汚泥から排出される汚泥の肥料利用について」(H16.3.26)により、牛が誤って摂食することを防止するための暫定的な措置の徹底を前提に肥料利用が認められてきたが、措置をより実効性のあるものとするため、平成22年1月に通知を改正しました。通知改正のポイントについて説明がありました。(詳細は当日配布の資料参照)

公定規格改正説明 | 農産安全管理課 肥料企画班 牛田勝弘 登録基準係長

平成19年度および20年度において普通肥料の公定規格の新設および改正の要望が挙げられ、(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)および農林水産省において検討がおこなわれた結果、公定規格の新設と4種類の公定規格の一部改正を行うことが妥当であると判断されたため、平成21年度において法改正のための手続きを進めています。(当日配布の資料参照)

1. 公定規格の新設

熔成汚泥灰りん肥は、既存の熔成汚泥灰複合肥料とほぼ同様の製法を用いて生産される肥料であるが、既存の熔成汚泥灰複合肥料の公定規格と適合しないと判明したため、改めて複合肥料の一種として公定規格を新設します。保証成分として、く溶性りん酸、く溶性加里、アルカリ分、可溶性けい酸、く溶性苦土、を設定することになります。また、規制する重金属の種類についてはヒ素、カドミウム、ニッケル、クロム、水銀、鉛を設定します。

2. 公定規格の一部改正

熔成けい酸りん肥については、マンガン含有物およびほう酸塩を原料として認めることとする。新たに保証成分として、く溶性マンガンを、く溶性ほう酸を設けました。制限される重金属は、既存の熔成けい酸りん肥と同等です。

化成肥料については、熔成汚泥灰複合肥料および乾燥豚ふんおよび乾燥牛ふんを原料と認めることとします。熔成汚泥灰複合肥料については、現行の公定規格の熔成汚泥灰複合肥料を原料としてそれに化学的操作を加えても影響がない資料が提出されました。保証成分および規制する重金属については現行どおりです。

配合肥料については、新たに乾燥豚ふんおよび乾燥牛ふんを原料として認めることとします。保証成分と規制

する重金属については現行どおりです。

混合汚泥灰複合肥料については、既存の公定規格では原料となる汚泥醗酵肥料の許容使用率が20%であるが、これを40%まで引き上げることとする。保証成分と規制する重金属については現行どおりです。

3. 普通肥料への混入が許される農薬の追加

農作業の効率化を徹底するため、普通肥料へ5種類の農薬の混入を認めることとしました。

化成肥料に対しては、芝の一年生雑草に対して除草効果を示すシアナジンと休耕田の雑草防除のほかスギナの防除に使われるDBNの組合せに対して混入を認めることとしました。

また、芝のイネ科雑草用除草剤として使われているトリアジフラムとDBNの組み合わせについても混入を認めることとした。

配合肥料に対しては、水稻のいもち病防除用の殺菌剤プロベナゾールの混入を認めることとしました。

家庭園芸複合肥料に対しては、アブラムシ類等に効果のある殺虫剤チアメトキサムと誤飲防止に効果のある安息香酸ゲナトニウムの組み合わせについても認めることとしました。

この改正についての手続きですが、まず公定規格の新設および一部改正について食品安全委員会に改正案が提出されて調整作業が行われ、その後パブリックコメントおよびWTO承認(質問および回答の項参照)を経て、改正が公示され、施行となります。なお、3の普通肥料への混入が許される農薬の追加については、パブリックコメントおよびWTO承認が完了しており、4月9日に官報に改正について公示され、5月10日に施行ということが決まっています。

研修会要旨

研修会の部では、肥料・用土の品質保全についてお二方よりご講演いただきました

肥料の品質保全について

(独)農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部 水野 和俊 主任調査官

(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)の仕事としては肥料の登録の強化ということと、立ち入り検査を推進していくということをごさせていただいております。肥料の品質保全という大きな演題をいただいておりますが、先ほど農産安全管理課の方から今後の取り組みについてもお話もございましたので、肥料のこれまでの検査の状況というものを中心にお話させていただきます。

平成16～20年度の検査は、立入検査事業場数675～692。収去(サンプリング)を行った点数は869～1153点。立入検査事業場数が横ばいなのに収去点数が減っている状況は、私どもが検査の重点を、汚泥肥料の生産事業所に置いているという事情があります。汚泥肥料の生産事業所はたくさんの銘柄を生産している事例がなく、収去点数は年々減少しています。

平成21年度の検査結果概要についてですが、製造業者の添付する保証票に義務づけられている記載項目が脱落していた場合や、BSEの蔓延防止のための「動物由

来のタンパク質が原料に利用されているので、家畜などの動物の口に入らないようにしてください」という表示を怠った場合は、不合格として取り扱っています。成分含有量の表示も必要で、保証票に記載した内容と私どもの分析とが乖離していた場合は不合格となります。不合格の原因は、保証票の必要事項や動物性たんぱく質に関する記載漏れに関するものが多い傾向にあり、この傾向は汚泥肥料の生産事業者によく見られ、法令に対する認識不足の傾向が考えられました。21年度4月には不合格の汚泥肥料生産業者に「保証票の記載に関する注意事項」という文書をファックスして、通知を行いました。

各事業者の方から、肥料に関する研修会の要請があれば、検討いたしますので気軽にお声がけください。うまく私どもを利用していただければと思います。呼んでいただくほかに、私どもが主催する研修会も行ってまいりたいと思っておりますのでその際はよろしくお願いたします。(当日配布の資料参照)

土壌改良資材の品質保全について

農林水産省生産局農業環境対策課 二階堂 孝彦 課長補佐

土壌改良資材について簡単に説明いたします。3つの概念があるとお考えいただけます。

まず1つめは、法律の中で定められた土壌改良資材。法律の中で材として認められた土壌改良資材。

2つめは、法律の中で土壌改良資材というものはこれこれこういうものであると定性的に定められたカテゴリー。3つめは、法律で書いてあることを気にせずに一般の方々がなんとなく土壌に施すときに土壌改良資材と捉えるというカテゴリー。1つめから徐々に範囲を広げていくイメージで捉えていただければと思います。

具体的にご説明申し上げます。2つめの概念から説明したほうが早いかもしれません。土壌改良資材はこういうものであると制定している法律がございます。これは地力増進法と呼ばれています。この中で土壌改良資材は「植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物」と規定されています。3つのポイントがあります。1つめは植物の栽培に資するためという目的、2つめは土壌の性質に変化をもたらすもの、3つめは土地に施されるもの。この3つのポイントが組み合わさって土壌改良資材となります。

1つめの概念と2つめの概念で定性的にくくっている

土壌改良資材の中で、いくつかを更に政令で指定しているのを政令指定土壌改良資材と呼んでおり、12種類あります。配布資料の「土壌改良資材の製造や流通を行う皆様へ」があると思いますが、ここに1～12が具体例に書いてあります。また、これらを流通させる場合規制がかかります。右にある表示ルールに従って表示を適切に行っていく必要があります。表示の具体例は裏面に書かれています。

次にもっとも重要と思われる3つめのカテゴリーの規定についてお話いたします。

すなわち法律に規定されない土壌改良資材、一般の方々が通常使っているような土壌改良資材については地力増進法において規定はございません。

地力増進法において、12の政令指定土壌改良資材に関して販売する場合にはきちんと適切な表示を行っていくというのが規定となっております。

残念なことに昨年この表示が適切に行われていなかった事例が数例見られましたのでぜひ皆様方には改めてご確認いただきたくお願い申し上げます。また横のつながりで情報発信していただければと思います。(当日配布の資料参照)

Q & A 事前に皆様からおあずかりした質問事項への回答は次の通りです。

※このQ & Aは、説明会当日の回答者各位(前記の各位および農産安全管理課 農業対策室 古川明農業使用基準係長)からの説明を取りまとめたものです。

《肥料・活力材関係》

Q1

肥料の使い残しの処分について、消費者からの問合せに対しては極力使い切る様説明しているが、どうしても処分したいとの要望があります。該当法および法的な処分方法はあるのでしょうか？

また肥料の種類や形態（液体、個体など）により処分方法の違いはあるのでしょうか？

肥料取締法では本件の規程はありません。各自治体の条例等でゴミの処理方法を定めている場合があるので、それに従って処分して下さい。

Q2

活力材と称して植物を元気にして、虫や病気にかかり難いとしていますが、肥料取締法や農業取締法に触れないのでしょうか？

農業とは、農作物を害する病害虫の防除に用いられるもの及び生理機能の増進又は抑制に用いられるものと規定され、肥料とは、土壌に化学的変化をもたらすことや、植物への栄養供給を目的に使用されるものと規程されています。たとえば、ケイ酸の効果のように、植物が硬く丈夫になることによって、虫や病気にかかりにくくなるのが科学的に明らかであれば、農業取締法には触れません。しかしながら、今回ご質問のあった資材については、効果などの内容が不明瞭のため判断がつかねますので、農業対策室にご相談願います。

Q3

汚泥肥料は家庭園芸用にも販売できるのでしょうか？

できます。ただし「家庭園芸用」であるという表示が必要です。(独)農林水産消費安全技術センター(以下FAMIC)のホームページなどに掲載されていますが、これは農業用肥料の原料として使われないように設けた規定です。さらに、「汚泥肥料」としての公定規格に従っていることおよび汚泥肥料について定められた成分を保証票に表示することが必要です。

Q4

ニームは既に有機肥料として市販されているが、特定農業へ指定されると、肥料および農業の効果を訴求できるのでしょうか？

ニームオイル自体は肥料効果がなく、肥料取締法の「異物」に該当することから、これを肥料の原料とすることはできない旨を平成19年11月に関係方面に通知しています。ニームを絞った後の油粕のニームケーキに関しては、肥料効果があれば肥料取締法の規定に従って、適切な手続きをとった上で肥料として販売することは可能です。

特定農業という観点からは、仮にニームケーキやニームオイルが特定農業として指定されれば、農業として販売は可能です。ただし、製品のラベルや広告に虚偽の表現を用いた場合は農業取締法に抵触します。

Q5

肥料価格高騰に対する肥料コスト低減に向けての取組として、農業分野では、たい肥や土壌に蓄積する肥料成分の活用による化学肥料の節減について普及指導を進めていますが、家庭園芸分野への対応は検討しているのでしょうか？

別の部署の担当ですので、そちらから回答させていただきます。

Q6

特殊肥料（たい肥、排泄物以外）とたい肥の混合物及び指定配合肥料に特殊肥料を原料として使用することについて可否あるいは見通しについて教えてください。

特殊肥料に関しては、農家がこれまで使用してきた体験からそれがどんな肥料かわかるというものであるという性質のものであり、それぞれ混合したものを特殊肥料として生産するという事は認められていない状況です。ただ堆肥と普通肥料と混合した肥料について農作業の省力化の観点から要望があると聞いておりますので具体的な話がありましたら公定規格の設定を行っていきたくと考えており、そのための情報を都道府県等からいただけるように依頼しているところです。

普通肥料の原料として問題がないようでしたら肥料として活用していけるような方向で考えております。

(指定) 配合肥料に関してですが登録済の肥料を配合した肥料という定義上、特殊肥料として認めることはできませんが、指定配合肥料に配合される普通肥料の原料として堆肥を使用するという点につきましては、今申し上げましたとおり検討のためのデータの蓄積を図っているところです。

Q7

汚泥について、食品製造由来のものも汚泥という分類になるとのことですが、呼び名に違和感があります。

肥料取締法では「排水処理施設において発生する余剰汚泥」のことを「汚泥」と呼んでおり、公定規格の名称としては現状の名称が一番わかりやすいと考えています。

Q8

家庭園芸用複合肥料と家庭園芸用肥料について、誤飲・誤食防止用として「苦味剤（安息香酸デナトニウム）」の使用を認めていただきたい。理由は、家庭園芸用の場合、家庭で子供の手の届くところに置かれることが多く、肥料の誤飲・誤食が頻繁にあるため。

肥料取締法では異物にあたり、混入が認められる異物として公定規格が設定される必要があるため、具体的な混入濃度等が決まったらご相談いただきたいと思います。なお、今回の普通肥料の公定規格の改正でも特定の農薬と同時使用という条件で「家庭園芸複合肥料」への混入が許可され、混入濃度等も定められました。

Q9

加工家きんふん肥料などで、「はっこう」をさせたものとなっているが、「醗酵」ははっこうさせる菌を加えたものを言いますか？

発酵させる菌を加える必要は特にありません。

Q10

家庭用に売られている汚泥肥料は、どれくらいのパーセンテージあるのですか？汚泥肥料が出てきた背景も教えてください。(当日質問)

家庭園芸肥料の割合は、データが手元にないのでお答えできませんが、事例はあります。出てきた背景としては、肥料原料が高騰しているということで、国産の未利用資源で使えるものは有効に使っていきたくてということでしょう。先ほど品質管理についてお話しましたが、今後は品質管理の仕組みを取り入れていきたいということであって、現時点ではそこまでの品質管理をしていません。有害重金属の含有量に関して、公定規格に定める濃度以内ならいいですよ、ということになっています。

《用土・土壌改良資材関係》

Q1

ベランダ園芸をしている消費者から、使い残しの用土・培養土や土壌改良資材を処分したいとの問合せがありますが、どのように回答すればよいのでしょうか？

該当法および法的な処分方法はあるのでしょうか？

庭のある場合はそこへ戻すなどのアドバイスはいいのでしょうか、また、自治体によっては少量ならゴミとして回収する所もあるようですが……。

使い残しの用土・培養土や土壌改良資材は廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って適切に処分される必要があります。具体的な処分方法については、それぞれの自治体にお問い合わせください。

Q2

政令指定土壌改良資材、肥料取締法適用土壌改良資材およびその他の土壌改良資材の違いについて教えてください。

地力増進法では土壌改良資材を「植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物」と定義し、このうち、

①消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、

②地力の増進上その品質を識別することが必要である、ものについては政令で指定し、表示の基準となるべき事項を定めています。これがいわゆる「政令指定土壌改

良資材」であり、現在12種類が指定されています。

「肥料取締法適用土壌改良資材」ですが、通常使用される用語ではなく、ご質問の意図が不明です。仮にご質問の意図が、例えばバークたい肥のように、いわゆる「政令指定土壌改良資材」であり、かつ、肥料取締法上の特殊肥料にも該当する資材のことを指しているのであれば、こうした資材は当然、両法の規制がかかるという点において他とは異なります。

Q3

たい肥等の土壌改良資材や肥料を用いて生産される用土・人工土壌は、農業用、緑化用や家庭用園芸の用途別の製品が一般市場で流通しています。その原料に関する法律を所管とする貴省としては、用土・人工土壌について法律上、どのように解釈し扱っているのでしょうか？

用土・人工土壌を材として指定し、規制する法律はありません。ただし、例えば、「不当景品類及び不当表示防止法」という法律では、商品一般について、実際よりも著しく優良なものであると消費者に見せかけるような表示を禁止していますが、こうしたルールに十分配慮する必要があります。

Q4

用土に関するハザード情報は消費・安全局に連絡されるのでしょうか？あれば、その内容について概要を教えてください。

そもそも、ハザード情報があれば消費・安全局に情報が行くこととなっています。仮に、生産局がそうした情報を先に入手すれば、当然消費・安全局に連絡することとなります。1例をあげれば消費者から、培養土を購入したところ気分が悪くなったという情報が生産局に寄せられ、消費・安全局に連絡を入れたことがありました。

Q6

特殊肥料として出回っていることもあるかもしれませんが、地力増進法にもとづく表示が必要な土壌改良資材にパークたい肥がありますが、表示は肥料取締法または地力増進法にかかわる表示のいずれか片方でいいのでしょうか。（当日質問）

パークたい肥のように、いわゆる「政令指定土壌改良資材」であり、かつ、肥料取締法上の特殊肥料にも該当する資材であれば、当然、両法に従う必要があります。

Q5

研修「土壌改良材の品質表示」の説明のあった表示ルール（縦10.8センチ、横7.2センチ以上）ですが、例えば5リットルサイズのパーミキュライトやパーライトを販売する場合、家庭園芸肥料では少量の袋のサイズに合わせて表示サイズを小さくしてもいいということになっていますが、土壌改良資材でも同様の措置が取られているか確認したい。（当日質問）

同様の措置が取られています。具体的には、土壌改良資材の正味重量が2キログラム未満の場合には、表示の寸法は適宜となります。

Q7

パークたい肥協会に所属しておりますが、何をパークたい肥とするのかの規定やルールがあればお聞かせ願いたい。（当日質問）

パークたい肥とは、樹皮を主原料として、家畜ふん等を加えてたい積・腐熟させた物を指し、ここでの「主原料」とは、原料のうち、その重量の全重量に占める割合が50%以上であるものをいいます。

肥料のほうからお話させていただくと、特殊肥料と汚泥発酵肥料と両方に該当します。パークたい肥は原材料の50%以上使用されているもので残りが汚泥だったら汚泥発酵肥料として肥料取締法の規定を受けます。

《農薬・忌避剤関係》

Q1

木酢液、竹酢液、ニームなどは今後特定農薬に指定されるのでしょうか？

特定農薬の指定の可否について、資料が整った資材から農業資材審議会において審議する予定となっています。

Q2

近々追加される特定農薬の種類にはどのようなものがありますか？

1のもの以外に、ウエスタンレットシーダー（カナダ杉）の抽出液やひのきの葉などがあります。今までに情報提供で約700資材が候補として寄せられたことから、審議会において検討した結果、現在、35資材について資料がそろったものから指定の可否について審議

を進めていくこととしています。詳しくは農林水産省HPの農薬コーナーに、特定農薬のコーナーを設置しています。その中に、特定農薬を指定を審議する「特定農薬小委員会」の第10回の配付資料（参考資料5）として公開しています。

Q3

今後指定される特定農薬の安全性の確認は化学農薬（登録農薬）と同じようにできているのでしょうか？

安全性の確認項目は、登録農薬と完全に同じではありませんが、前段の審議会で特定農薬の指定に関する評価指針を定めており、当該評価指針に基づいて安全性を確認することとしております。

Q4

有機肥料（特に動物質のもの）にネコやイヌを忌避する成分を加えて、花や野菜用の忌避剤入り肥料として販売することはできますか？

忌避する成分は肥料取締法上は異物に該当しますので、公定規格化への手続きを行って混入が認められれば販売できます。

Q5

野菜を作っている家庭菜園のなかや野菜の回りになるネコやイヌを寄せ付けないように忌避する薬剤を使うと「農薬」になるのでしょうか？普通ネコやイヌは作物を食害しませんが、踏み荒らすことはあります。

イヌやネコなど、作物を食害しない動物の忌避剤は、農薬には該当しません。農薬取締法の病害虫は、農作物に対して食害など問題をおこす害虫・害獣が該当となります。

Q6

食用作物や飼料作物では、食品安全の観点からも使用基準を遵守しなければならないとあります。花や庭木など非食用作物でも使用基準に従った使用が原則とおもいますが、適用以外の植物に農薬を使用することは法律違反なのでしょうか。

農薬取締法の罰則はありませんが、義務ではなく責務規定（努力規程）として、農作物に害を及ぼさないように農薬を使う規定があります。例えば、松に適用のない農薬は、農薬登録時に松に対する薬害を確認していないため、庭木の松に散布した場合、薬害が起きたり、効果が全く得られない問題が生じる懸念があります。そのため、非食用作物であっても、農薬ラベルに記載されている品目に使っていただきたいと思っております。

《その他》

Q1

最近よく、肥料や農薬に関して、パブリックコメントとかWTO承認とか、ききますが、どのような仕組みなのでしょう？

パブリックコメントとは、行政機関が公定規格や規制等を定める時に、広く皆様のご意見や情報を募って反映させるというような仕組みです。WTO協定では、技術的な規定が貿易上で不合理な障害になることを防ぐために、利害関係を有する他のWTO加盟国に

早い段階で規格内容を公告することが義務付けられています。日本も加盟国なので肥料で新しい仕組みづくりをする時は、その旨を他の加盟国に事前に知らせて、反論がないか確認します。

Q2

肥料新聞社が業務をやめられたため、今後の肥料公定規格集、通達集の入手はどうなるのでしょうか、また、どこで入手できますか？

公定規格に関しては「ポケット肥料要覧」が農林統計協会から出ています。FAMICのHPでも、公定規格や通知を掲載していますのでこちらを活用してください。

Q3

肥料分析法（1992年版）以降の分析法はどこで入手できますか？図書として入手したいのですが、発刊はされないのですか？

「肥料分析法」は1992年版が最後で、今後も発行予定はないようです。FAMICでは分析法の改良も行っております。改良分析法についてはFAMICのホームページに掲載しており、ダウンロードできます。「肥料分析法」を補完する内容になっていますから参照してください。

2010 日本フラワー&ガーデンショウ ジャパンフラワーフェスティバル 2010 in 大阪 に出展しました

当協議会は今年も、諸団体に協力して2010日本フラワー&ガーデンショウ(主催・日本家庭園芸協会、3月26～28日、千葉市・幕張メッセ)と、ジャパンフラワーフェスティバル2010 in 大阪(主催・日本花普及センター、4月29日～5月5日、大阪市・水の館)にPRブースを出展しました。

どちらも2小間のスペースを確保して、「肥料Q&A」リーフレットの配布、肥料や用土を安全に使っていただくためのパネル展示や、今年は(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)の活動紹介なども行いました。幕張のF&Gショウには6万5000人、大阪のJFFには同時開催された他のイベントも含めて26万人が来場。大勢の方に当協議会のブースもご覧いただきました。



日本F&Gショウでの出展の様子

会 員 紹 介

毎回、会員リスト掲載順に紹介していきます

株式会社 刀川平和農園

〒322-0025
栃木県鹿沼市緑町3-9-17
TEL 0289-65-1685
FAX 0289-65-1688
<http://www.tachikawa-heiwa.com/>

創業53年の弊社は培養土メーカーのパイオニアとして、農業・園芸の普及に取り組んで参りました。自社採掘、300℃熱風乾燥した赤玉土・鹿沼土及び世界中の厳選した原料を使用し、独自の製造技術により、安心・安全・清潔な「土」を生み出しております。これからも弊社製品・サービスを通じて、植物を育てる喜びを味わっていただくと共に、地球資源を大切に活用することにより、人と自然との共生した社会の創造につとめて参ります。

当社は、鉄筋などを製造する鉄鋼部門、生産者向け肥料製造を中心とした農業部門で構成されております。全く、異なる業種ですがお互いにリサイクルを中心とした、循環型のメーカーです。私たち園芸部は、肥料部門が生産者向けに製造している有機肥料を、一般ユーザー向けに製造販売しています。今後も、良質で使い易く、リーズナブルな商品を提供していきたいと考えております。

朝日工業 株式会社

〒367-0394
埼玉県児玉郡神川町渡瀬222
TEL 0274-52-6580(直通)
FAX 0274-52-6583
<http://www.asahi-kg.co.jp/>
園芸部サイト <http://www.vega-garden.com/>

事務局より

IP電話の導入により、全国の(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)の電話番号が3月23日から一斉に変更になりました。→本部代表Tel. 050-3797-1830

全国の各地域センターの番号も変更になります。ただし、消費者・企業相談窓口の番号は従来通りです。肥料・飼料・農業等の相談窓口などの詳細は、FAMICのHPで確認できます。<http://www.famic.go.jp/>

総会・説明会・講演会の日程が決定しましたので、お知らせ致します。

第27回家庭園芸肥料・用土協議会通常総会

【日時】7月22日(木)13:00 【会場】メルパルク大阪 大阪市淀川区宮原4-2-1 TEL. 06-6350-2111

▽説明会・講演会

14:15～14:45(予定)

【講師】農林水産消費安全技術センター神戸センター 肥料検査課担当官 演題「未定」

15:00～16:45 【講師】科学ライター 松永 和紀 演題「未定」

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒650-0041 神戸市中央区新港町14-1 財団法人日本肥糧検定協会関西支部気付
TEL 078-332-6491 FAX 078-332-6545 <http://www.a-hiryoyoudo.com/>